三木市　競争入札参加資格審査申請要領

（令和 ９ 年度　測量・建設コンサルタント等業務　補充登録）

三木市が、令和 ９ 年度 に発注する『測量・建設コンサルタント等業務』（以下「建設コンサルタント等」という。）に係る入札参加資格審査の申請要領は次のとおりです。

１　申請方法

申請用 WEB サイトから申請（電子申請）してください。

※三木市ホームページからアクセスしてください。

※紙での提出は必要ありません。

三木市ホームページ上にある『申請要領及び様式』をダウンロードし必要事項を入力のうえ、提出に必要な添付書類とともにすべて電子ファイル化（申請書は Excel のまま、その他書類は PDF 化）し、申請期間内に WEB サイトから申請してください。

提出書類は、市指定の様式と同様の内容が記入してあれば、任意様式でも構いません。

２　受付期間

令和８年１２月１日（火）から令和９年１月１５日（金）まで

※申請の受付期間を過ぎると、受付ができませんのでご注意ください。

３　資格の有効期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで（令和 ９ 年度の１年間）

４　申請できない者（欠格要件）

次のいずれかに該当する者は、申請できません。（申請されても受理できません。）

(1) 令和８年１２月１日時点において、営業年数が２年未満の者。

(2) 申請日時点において、入札参加希望業務の遂行に必要な能力並びに許認可、登録又は資格がない者。

① 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条による登録

② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録

③ 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録

④ 地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条による登録

⑤ 補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条による登録

⑥ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録

⑦ 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条による登録

⑧ 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 8 条による登録

⑨ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条による登録

⑩ 前各号に掲げるもののほか、業務の遂行にあたり適正な技術者が配置できること。

⑪ 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者であること。

(3) 次の各税を滞納している者。

① 法人の場合　法人税並びに消費税及び地方消費税
（市内に本店又は営業所等を置く者は、前記及び三木市税）

② 個人の場合　申告所得税並びに消費税及び地方消費税
（市内に本店又は営業所等を置く者は、前記及び三木市税）

(4) 地方自治法施行令第１６７条の４第１項（同第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

(5) 地方自治法施行令第１６７条の４第２項（同第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第３２条第１項各号に掲げる者並びに三木市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団密接関係者のいずれかに該当する者。

５　提出書類

下記の書類を提出してください。

ア　三木市入札参加資格審査申請書

イ　測量・建設コンサルタント等実績調書（様式①）

ウ　営業所一覧表（様式②）

※ 本店（本社）も省略せず、１行目に記載すること。

エ　技術者経歴書（様式③）

オ　印鑑証明書　≪証明書の交付日が、令和８年９月１日以降のもの。≫

【法人】法務局の証明書

【個人】市区町村長の証明書

カ　使用印鑑届（様式④）

※ 印鑑登録印（実印）以外に使用印鑑がある場合のみ提出すること。

キ　【法人】登記簿謄本（履歴事項全部証明書）≪証明書の交付日が、令和８年９月１日以降のもの。≫

※ 現在事項全部証明書は不可。

【個人】誓約書（様式⑤）

ク　直前決算年度分に係る財務諸表

【法人】直近決算年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(又はこれに準ずるもの)

【個人】令和７年分所得の確定申告書１表の写し及び収支内訳書（全 2 頁）又は青色申告決算書（全 4 頁）の写し（個人番号（マイナンバー）については、隠した上でコピーしてください。）

ケ　納税証明書　≪証明書の交付日が、令和８年９月１日以降のもの。≫

【法人】法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署の証明書　様式その３の３）

【個人】申告所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署の証明書　様式その３の２）

※ 市内に本店・支店等を置く事業者は、三木市税の納税証明書（※「滞納なし証明」）も提出すること。（１通３００円要）

コ　建設コンサルタント登録証明書等

参加希望業務に対応して、測量法第 55 条による登録、建築士法第 23 条による登録、建設コンサルタント登録規程第 2 条による登録、地質調査業者登録規程第 2 条による登録、補償コンサルタント登録

規程第 2 条による登録、不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条による登録、土地家屋調査士法第 8 条による登録、司法書士法第 8 条による登録、計量法第 107 条による登録若しくはその他事業に必要な許認可・登録等を証明するものを添付すること。

サ　委任状（任意様式可）（様式⑥）

６　問合せ先

〒６７３－０４９２

兵庫県三木市上の丸町１０番３０号

三木市 総務部 財政課 契約係

☎ ０７９４－８２－２０００（内線２４５３・２４６５）